

## 常葉大学教職大学院 教育研究会研究倫理ガイドライン

**前文** 常葉大学教職大学院教育研究会は、子供の健全な学びと育ちを支え、民主的で公正な社会の形成と発展とを担う教職員の、実践ならびに成長・発達に資する科学的かつ実践的な研究及びその成果に基づく専門的諸活動を推進する。そのために、常葉大学教職大学院教育研究会の会員が自らの良心と良識とに従い、多様で多元的な価値が存在することをふまえ、学習権をはじめとする基本的人権を尊重し、人びとの学びと育ちの環境を侵すことなく、民主的で公正な環境のもとで教育ならびに教師教育の実践とその研究を発展させるための指針として、以下の研究倫理ガイドラインを定める。

### 研究倫理ガイドライン

**1 社会的責任** 会員は、自身の活動が人びとの健全な学びと育ちを支えるとともに、民主的で公正な社会の形成と発展に対して影響を有することの自覚を持って、専門家として教育ならびに教師教育の実践的研究とその実験的実践を始めとする全ての専門的諸活動を推進する。

**2 法令及び他の倫理規範の遵守** 会員は、基本的人権を尊重し、各種法規ならびに、日本学術会議の「科学者の行動規範」及び本学の常葉大学研究行動規範をはじめとする研究活動に関する規程等を遵守する。

**3 公正な活動** 会員は、教育の実践的研究とその実験的実践において、科学的・学術的根拠に基づいて、客観的で公正な専門的判断と議論を行う。また、その研究と実践において、データ、情報、調査結果などの改竄、捏造、偽造や、他者の知的業績や著作権を侵すなどの不正行為を行わない。

**4 相互協力** 会員は、相互に高い信頼を持って、教育ならびに教師教育の実践的研究とその実験的実践をはじめとする全ての専門的諸活動における力量向上や倫理問題への対応について相互啓発に努めるとともに、教育及びその研究の発展に向けて積極的に相互協力する。

**5 人権の尊重** 会員は、教育ならびに教師教育の実践とその研究をはじめとする全ての専門的諸活動において、全ての人の権利、尊厳、価値を尊重しなくてはならない。

**6 科学的、学術的、専門的な実践的研究** 会員は、科学的、学術的、専門的な実践的研究の過程において、つねに公平性を目指し、事実に基づく立証及び実践に努める。

**7 研究実施のための配慮と制限** 会員は、研究実施にあたり、研究上のさまざまな面において起こりうる倫理的問題を想定し、それらを予防する手立てを講じる。

**8 研究対象者、研究協力者などの保護** 会員は、その実践的研究及びその他の専門的諸活動において、他者に害を及ぼすことを予防し、予期しない悪影響が発生した場合は、被害を最小限に抑えるために、その作業を中断・終了するなどの措置を直ちに講じる。

**9 インフォームド・コンセント** 会員は、研究にあたっては、その過程全般および成果の公表、終了後の対応等について、あらかじめ対象者に対して説明を行い、原則として文書で同意を得なければならない。

**10 守秘義務** 会員は、正当な手続きをとらない限り、自らの職務及び学術的調査研究において知り得た情報の機密保持の義務を負う。

**11 利益相反への対応** 会員は、自らの職務及び学術的調査研究において、利益相反による諸弊害が生じないよう十分に注意し、利益相反がある場合には、その情報を開示するなど、適切に対応する。

**12 情報・成果の開示** 会員は、教育ならびに教師教育の実践とその研究を発展させるため、自らの良心と良識とに従い、研究の成果を積極的に発信する。

**13 成果発表に関する倫理** 会員は、教育ならびに教師教育の実践とその研究の成果を、常葉大学教職大学院教育フォーラム、研究会、年報等で発表する場合、対象者及び関係者に承諾を得なければならない。また、本院の教育フォーラム、研究会、年報等で発表された実践や研究の成果は、発表者の知的財産として適正に扱われなければならない。